

「ふれあい敬老会」

いなべ市敬老事業

平成17年度から従来の式典形式から、身近な地域を単位（各自治会や老人クラブなど）とした気軽に親しみやすい「ふれあいサロン」風の「ふれあい敬老会」に形を変え、地域主催の敬老会の実施をお願いしてきました。今年も、同様に「ふれあい敬老会」の実施を推進していきます。

地域のみなさんが地域で支え合い、祝い合うそんな「ふれあい敬老会」が地域福祉の呼び水となればと願っています。

助成方法 「ふれあい敬老会」を実施する営利を目的としない団体（自治会・老人クラブ・ボランティア団体等）からの申請で助成します。

【開催前に「敬老会助成金交付申請書」を長寿介護課または総合窓口課に提出】

助成対象者 7月1日現在でいなべ市に住所を有し、昭和9年4月1日以前生まれの方

◆ 祝品贈呈事業対象者（市が対象者の方へ祝品の贈呈を行います） ◆

喜寿：昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日生まれの方
米寿：大正 9年4月2日～大正10年4月1日生まれの方
白寿：明治42年4月2日～明治43年4月1日生まれの方

100歳：明治40年4月2日～明治41年4月1日生まれの方
市内最高齢者 男女 各1人

☎大安庁舎 長寿介護課 ☎T 78-3518 ☎F 78-1114

高齢者見守りネットワーク事業に取り組んでいます！

医療技術等の進歩により、今、日本は世界で平均寿命第1位の国となりました。

今は元気であっても、突然病気になったり、体が不自由になったりした場合、やはりたよりになるのは家族、そして身近で生活しているお隣さん、ご近所さんではないでしょうか？日頃からの介護予防の取り組みに加え、いざというときのために、ご家族の方とはもちろんのこと、地域でのつながりを大切にしたいものです。

こうした状況の中で、いなべ市では、日頃からのさりげない気付きに関心をもち、地域のみなさんで地域自らを支えていく「高齢者見守りネットワーク事業」を推進していきます。

6月6日

中央公民館で、地域の主要な関係機関の出席を得て、「平成19年度 第1回いなべ市高齢者見守りネットワーク推進会議」が開催されました。

今後、見守りネットワークを地域に定着させていくために、各機関の連携方法や広報の進め方など、多くの意見が寄せられ、情報交換等を行いました。



☆地域で安心して暮らしていただくためのマメ知識！

①「認知症」ってどのような症状かご存知ですか？

「物忘れの自覚がない」「体験したことをすっかり忘れてしまう」「家族や場所のこと、昼夜の区別がつかなくなる」「怒りっぽくなる、性格が変わってしまう」「徘徊や幻覚などの症状により、日常生活に支障が出てくる」といった特徴があり、単なる物忘れとは大きく違います。

②どんなことが虐待かご存知ですか？

法律上の分類は、「たたく、殴る、蹴る（**身体的虐待**）」「食事や水分を与えない、おむつを替えない（**介護放棄**）」「怒鳴る、ののしる（**心理的虐待**）」「性的行為を強要する（**性的虐待**）」「貯金を取り上げる、勝手に使い込む（**経済的虐待**）」の5類型ですが、この他にも**セルフネグレクト**（自己放任）や**社会的虐待**という分け方などがあります。

③だまされて高い物を買わされてしまった場合、どうしたらいいのですか？

まずは、「**クーリングオフ**（下記参照）」、判断能力が不十分になられた方は「**地域福祉権利擁護事業**（通帳や印鑑など日常生活金品の預かりや、福祉サービスの利用支援）」や「**成年後見制度**（金銭や財産の管理のほか、契約手続きの代行支援など）」の利用をご検討ください。

④困ったとき、ご近所で相談できる方が何人いますか？

いなべ市の高齢化率は約**21.88%**（H19.6.1現在）で、全国平均をやや上回っています。将来的な人口推計資料では、高齢化は今後もますます進む見込みで、1人暮らしの高齢者の方や夫婦だけで生活している方の世帯が増え続けると予測されています。

≪消費者情報！特定商取引法改正≫

一定期間内であれば無条件に、買ったものを返品したり、契約を解約したりできる**クーリングオフ**の制度の対象となるものは、貴金属など57品目、消火器貸与など20サービスと政令で定められていましたが、今回、みそやしょうゆなどの調味料の訪問販売なども対象に加えられました。（平成19年7月15日以降契約分から）

※みそやしょうゆの味見をさせたりした上で、「開封したので返品できません」などと、強引に購入をせまる被害が全国で相次いでいます。ご注意ください！

☎大安庁舎 長寿介護課 ☎T 78-3518 ☎南地域包括支援センター ☎T 78-3520 ☎北地域包括支援センター ☎T 82-1616